

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について (令和3年9月28日開催)

1 委員

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
調査本部 チーフエコノミスト
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター特任教授
(◎は会長)

2 議事

「東京都におけるリバウンド防止措置（案）」について

3 審議会の意見等

「東京都におけるリバウンド防止措置（案）」については、適当である。

(猪口会長)

現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況は、9月26日の東京都発表速報値で新規陽性者数は154人、7日間移動平均は341人、対前週比は44.3%となり、8月をピークとする第5波はかなり落ち着いた状況と言える。国の指標においても新規陽性者数においてステージⅢにまで低下しているし、重症患者数はいまだ125人もいるがピーク時の半数程度になっているため、今回、緊急事態宣言が解除されることは納得できるところである。この感染の鎮静状況は都民一人一人が人流を抑え、3密を避け、手洗い、マスク着用するなど自粛を伴った感染防御行動をとったことによるものと、ワクチン接種率が上がりワクチンによる感染抑制力が顕在化してきたことによるものとの総和によって効果が表れてきたのだと私は推察している。ワクチン接種希望者に対し、これから10月、11月も接種は続行されるため、ワクチン効果はある程度現状水準で保たれると期待されるが、ワクチンの感染抑制効果は接種後約6か月以降に血中抗体価が減少することにより、徐々に低下してくると言われている。先行接種された医療従事者において複数のクラスターがみられることから、ワクチン効果は一定の割合で減衰していくことは事実として想定しなくてはならない。こうした状況下で人々の自粛行動が極端に緩和された場合、感染の鎮静化がこのまま続く保証はない。新規陽性者と入院患者は減少傾向にあるものの、この時点で増加に転じれば、医療提供体制は緩みのないまま、また過酷な状況

に追い込まれていく。

したがって、今回、緊急事態宣言解除に伴いリバウンド防止措置を行うことは、致し方のないことと考える。期限が10月24日までとされていることも状況を判断するためには妥当と考える。

今後感染を押さえながら日常生活を取り戻すためには、今のワクチンによる感染抑制力を維持し続けることが前提であると考え。そのためにはワクチンの効力が低下してくる接種後6～8か月にはブースター効果を期待した3度目接種を行うことしかなく、接種希望者の2回接種がおおむね完了後には、直ちに3度目接種が行えるように準備することが必要である。

また、ワクチンとPCR・抗原検査を組み合わせたパスのような仕組みが、諸外国で行われている。この仕組みには、より安心な日常生活への期待感があり、東京でもその有効性は同様に有しているのではないかと考える。今回のリバウンド措置期間明けには、社会の公平性を保ちながら運用できるようになることが望ましいと思う。

さらに経口治療薬の開発が進み、年末には使用可能になるとの報道がなされている。この緊急事態宣言解除の状態が長続き、経口治療薬の使用が可能になるならば、再度感染拡大を迎えても重症や死亡に至る感染者を抑えることができ、医療提供体制に大きな影響を及ぼさない可能性が出てくる。

今回の宣言解除をもって最後の緊急事態宣言であったとするためには、今後いかに再拡大を抑えることが重要であり、with コロナの社会づくりを進めていくことが必要と考える。意見に加えて3度目接種、パス、経口治療薬の3点について付言しておく。

(太田委員)

緊急事態宣言解除後に適用される「リバウンド防止措置」については適当であると考え。

新規感染者の減少ならびにそれを反映した医療体制のひっ迫状況緩和を受けて、国は東京都を含む全地域の緊急事態宣言を解除する方針である。

ワクチン接種の進展が、新規感染の減少ならびに入院・重症者の抑制につながりつつあることが背景にある。今後、さらにワクチン接種の普及が見込まれる中、制限緩和に向けて動き出すタイミングであることは理解できる。

一方、現時点においてワクチン未接種者が相応の数存在すること、またワクチンによる感染防止効果が時間とともに低減する可能性が指摘されていることなどから、行動制限の緩和については段階的に、制限緩和の感染への影響を見極めながら進めることが求められる。

その点において、リバウンド防止の観点から、飲食店や商業施設、またイベント

開催において一定の制限を課すことは止む得ない措置と考える。とりわけ感染リスクが高いとされる飲食店の制限緩和は慎重に進める必要がある。これまで酒類・カラオケサービスの提供自粛にご協力いただいている事業者の方にとっては、引き続き営業に一定の制約が残る形となるが、正常化に向けた第一歩と前向きにとらえて引き続きご協力をお願いしたい。

なお、第三者認証の有無によって制限内容に差を設けることは、感染防止・第三者認証の取得促進の観点から有効な取組と考える。今後、さらなる緩和局面においても両者に差をつけることで、認証の導入促進を図り、都民の安全・安心の確保に是非取り組んでもらいたい。

最後に、リバウンド防止措置への移行では、都民の方への外出・移動制限が大幅に緩和される。ただワクチンが普及したとはいえ、コロナウイルスの感染が完全に抑え込まれたわけではない。また新たな変異株の発現など、引き続き先行き不確実性は高いことに鑑みると、マスク着用・手洗いの徹底・混雑回避といった感染対策の重要性は何ら変わらない。都民の皆様には感染対策を着実に実施していただけるよう、東京都としてもあらためて感染対策の重要性を周知する情報発信が求められる。

(大曲委員)

状況の評価：

新規陽性者数は6週間連続で低下傾向にあります。入院患者も急速に減少しており、重症患者数も低下が見られ始めました。救急医療の状況も正常に近づきつつあります。このように医療の状況は持続しています。

今後、冬期になれば、新型コロナウイルス感染症が再度感染拡大する蓋然性は高いです。これまでの疫学的検討により、新規陽性者数が十分に低下しないままその状態が持続し、そこから再上昇を来すと、短期間に多数の新規陽性者を出す状態となるため、医療を逼迫する可能性が高くなります。よって、社会的な感染防止対策は継続が必要と考えます。

以上より、緊急事態宣言の解除、およびその後に行われる都から諮問された感染防止対策の施行について賛成致します。

今後の感染防止対策への提言：

1. 職域での対策

第5波では職域での大規模クラスターが多数みられました。職域の対策は業界ガイドラインに則って行われていますが、ガイドラインそのものの内容の妥当性、現場での業務の実効性の観点で懸念があります。感染に強い社会の構築のため、定期的なスクリーニング検査の積極的な導入が必要と考えます。

また、職域では陽性例の発生時の危機管理対応に慣れていないことが多いです。

今後は職域でも、陽性例発生時の対応の標準化や対応者の指名とトレーニング等で危機管理能力を高めていただく必要があると考えます。職域における感染防止対策の徹底のための専門家による支援が必要と考えます。都が何らかの形で支援することも可能かと思えます。

2. 学校での対策

第5波では学校での大規模クラスターが多数みられました。学校でのクラスターの大規模化はこども・若年者の患者数を増加させ、結果的にこどもの重症例や後遺症例を増やすことを強く危惧します。

感染に強い社会の構築のため、学校における定期的なスクリーニング検査の更なる充実が必要と考えます。大学での定期検査も拡充を提案します。

また、学校では陽性例の発生時の危機管理対応に慣れていないことが多いです。今後は学校側でも、陽性例発生時の対応の標準化や対応者の指名とトレーニング等で危機管理能力を高めていただく必要があると考えます。都による技術的な支援も可能かと思えます。

3. ワクチン

ワクチン接種は多くの方のご尽力により急速に進み、接種率もかなり高くなってきています。しかし、ここに来て、1日あたりの接種人数が低下しているとの話も聞きます。また、第5波で入院患者のデータを検討したところ、入院患者の9割近くがワクチン未接種者でした。実際の診療でも未接種者が多く重症化されていることを拝見し、心を痛めています。

このような重症例の発生ひいては死亡者の発生を防ぐには、更にワクチンの接種率を上げることが必要です。ですので、ブースター接種が始まる前までに未接種の方に対して、今、一層力を入れてワクチンの接種を進めて頂きたい、よろしく願い申し上げます。このためには未接種の方への個別の接種に力を入れる必要があります。実際に接種を進めるのは医師ですので、医師に対しても、住民に対しても積極的な接種の声かけなどの協力の依頼も必要と考えます。

(紙子委員)

<意見>

諮問のリバウンド防止措置案を実施することに賛成する。

<理由>

国のステージ判断の指標に基づき、緊急事態宣言を解除する場合、感染力の強い変異株の今後の状況等にも鑑み、感染防止対策は継続することを前提に、医療ひっ迫状況を勘案しつつ、段階的に飲食店等への要請等、社会経済活動の制限を弱めて

いくことが相当であると考える。

前回までの緊急事態宣言終期と異なり、ワクチン接種が普及してきている。今後、年末の忘年会シーズンに向けて、これまで休業等協力してきた飲食店や酒類販売業者の期待も大きい。感染対策につき、都の指導を受け認証を受けた店舗に対しては、都の政策への信頼に応え、非認証店舗と区別した営業を可能にするべきである。

他方、都民に対しては、ワクチン接種が進んだことにより症状が現れない潜在的感染者も増える可能性があることから、引き続きの感染拡大防止対策を要請することが適切である。

東京都の繁華街モニタリング調査では陽性率は減少しているが、まだ重症者数は多く、日々お亡くなりになる方も続いている。人流が増加しても、ワクチンの普及等により、今回の7月、8月と同様の感染急拡大を見ない可能性もあるが、新たな変異株の流行等により、また状況が変わる可能性もある。本リバウンド防止措置期間中も、入院受け入れ可能な病床数の余力、保健所・コロナ治療に当たる医療機関の業務のひっ迫の程度を重視して、リスクの高い急所での実効性のある対策を検討すべきと考える。

(濱田委員)

東京都での第5波の流行は収束に向かっており、国のステージ指標でもほとんどがステージ3以下になっていることから、緊急事態宣言の解除は妥当な判断と考える。しかしながら、今後のリバウンドを防止するために、段階的な制限緩和を行うべきである。今回示されたリバウンド防止措置については特に異論ないが、以下の点についてご検討いただきたい。

1) 飲食店などへの時短営業、飲酒制限について

飲食店などには時短営業を要請しているが、その経済損失に対する補償を十分に行っていただきたい。また、今回の措置では第三者認証店に飲酒（時間制限あり）を許可しているが、緊急事態宣言期間中に飲酒を提供していた店舗については、それが確認されれば認証取り消しなどのペナルティーを科すべきと考える。

2) 飲食店やイベント開催施設などへの要請

法第24条第9項に基づき、従業員への検査を勧奨しているが、今後、従業員への新型コロナワクチン接種も勧奨することが必要と考える。

3) イベント開催時の観客数の制限

「大声なし」と「大声あり」で分類している。「大声あり」は「観客も大声をあげていい」と誤解を招く可能性があり、但し書きなどで「観客には大声を控えるようお願いする」などの追記をしていただきたい。